

くらしの法律救急箱

第28回 「契約」と「契約書」に関するギモン

Q1 契約を成立させるためには契約書が必要でしょうか。

A1 多くの契約は、双方の意思が一致すれば契約は成立し、必ずしも契約書の作成を必要としません。例えば、売買契約については「売る」「買う」の合意で成立します。八百屋さんで大根1本を買うのも「売買契約」ですが、「大根1本ください」「100円です」という口頭のやりとりで契約が成立しています。

しかし、中には書面の作成が必須とされている契約もあります。例えば「保証契約」です。保証契約は平成16年の法改正以前は意思の合致のみでも成立するとされていましたが、保証債務という重い責任を軽い気持ちで引き受けて問題になる事例があることから、書面（または電磁的記録）によることが必要とされました。また、特に「消費者保護」が重視される契約については、契約書をととのえることが事業者には義務づけられています。

Q2 私たちが契約書を作成したほうがよい場面を教えてください。

Q1 ください。

A2 契約書は契約内容の明確化や証拠化に役立ちます。

例えば、友人間でお金の貸し借りをする場合、親しい間柄であるが故に、領収証もなく現金を手渡ししているケースも少なくありません。しかし、これでは貸し借りの事実が全く証明できません。貸した日、金額、返済期限、利息の定めなどを簡条書きにするだけの簡単なものでもよいので書類を作っておくべきでしょう。

また、割引や特典などを含む「特別な約束（特約）」をするときには、後で「そんなことは約束していない」と言われないうえにも書面の形で残しておくとういでしょう。その他にも、例えば、事故などで示談し談金を払うときには、「これで全て解決する」ことがわかる書類（示談書）を作成するのが一般的です。

Q3 契約書を作成する上で注意すべきことを教えてください。

A3 契約書に署名押印をすれば、その契約書に記載され



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

た内容を約束したものと推定されることとなります。つまり、内容をよく読まずに署名押印するのはとても危険なことであり、契約書が自分に不利な証拠となる可能性もあるため注意が必要です。

また、契約の文言が意味するところを理解できないまま署名押印するのもよくありません。一つの言葉でも複数の意味に捉えることができる場合もあり、解釈次第で全く内容が違ってくることもあります。不明な点はお互いに確認しあうなど、曖昧な点を残さないようにしましょう。

このように、契約書はポイントを押さえ、かつ、誰が見ても同じ意味に捉えることができるほうが望ましく、高尚な言葉でなければならぬというわけではありません。

契約書を作っても、後に契約の効力が失われることもあるのですか。

A
4

重要な部分についての勘違いがあった場合（錯誤）、騙された場合（詐欺）、脅された場合（強迫）などは、契約が成立した後であっても、契約が無効となったり、

取り消されたりして、契約の効力が失われる場合があります。

また、消費者契約については、一定期間内に限って、特別な理由がなくても解約ができる制度（クーリングオフ）も認められています。

Q
5

公正証書は、契約書とどのように違うのですか。

A
5

公正証書は、法律に精通した公証人が作成する公文書であり、高い証明力が認められます。また、金銭の支払を定める公正証書を作ったにもかかわらず、その支払を怠った場合には、裁判所の判決などを待たないで直ちに強制執行手続をとることができることから、支払が分割で行われるときなどに作成されることが多いといえます。

これに対して、契約書は資格がなくても作成できるため、簡便ですぐに証拠化することが可能です。しかし、例えば、支払義務の不履行があった場合には、まず裁判を起こして勝訴判決をもらってから財産に対して差押えをするという手続を経なければならないため、将来において時間と労力がかかることがあります。